主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

弁護人林徳太郎の控訴趣意は別紙記載のとおりである。

まず一件記録によつて本件訴訟のこれまでの経過を顧みるのに、はじめ検察官は 被告人に対し被告人がAの依頼により同人所有の馬二頭を他に売却した代金中金三 万円を昭和二十五年七月三十日に新潟県西蒲原郡a町のB旅館において着服横領し たとの業務上横領の訴因をもつて移送前の第一審裁判所である新潟地方裁判所相川 支部に公訴を提起したのであるが、その後裁判所の許可を得て右の訴因を被告人が同県同郡 b 村大字 c C 方より同人保管にかかる D (Aの父)所有の馬二頭を前同日 に窃取したとの窃盗のそれに変更し、同支部は右の訴因をそのまま認めて被告人に 対し有罪の判決を言い渡した。これに対して被告人から控訴の申立があり控訴裁判所である東京高等裁判所第二刑事部は弁護人の論旨を容れ、右の訴因の変更は公訴事実の同一性の範囲を甚だしく逸脱するもので許されないとの理由をもつて原判決 を破棄し事件を新潟地方裁判所に移送する旨の裁判をしたのである。そこで移送を 受けた新潟地方裁判所はまず移送前の第一審における前記訴因変更の許可を取り消 し、当初の訴因につき審理を進めたところ、検察官はその後別に同裁判所に前記窃 盗の訴因と同一の訴因について被告人に対する公訴を提起したので、原裁判所はこ の二個の事件の弁論を併合して審理し、結局窃盗の点について有罪、 点について無罪の判決を言い渡したのである。ところで、これに対する弁護人の論 旨は、本件窃盗の事件と業務上横領の事件とは法律上同一の事件であるから、後に なされた窃盗の公訴は棄却されなければならないというに帰するものと解される。 しかしながら、事件の同一性と公訴事実の同一性とは切り離すことのできない観念 であつて、公訴事実が同一である限り事件は同一であるといわなければならず、公 訴事実としては同一性を欠くが事件としては同一だというようなことは考えられな (弁護人の論旨を原審における弁論と対照して読めば、弁護人はこれ いのである。 と異なる見解を有するものであることが窺われる。)しかるに、本件に関してはす でに述べたように、東京高等裁判所第二刑事部において業務上横領の事実と窃盗の 事実とは公訴事実としての同一性を欠くという判断がなされていることに注意しな ければならない。もつとも、右の判断は最初に起訴された事件(当初は業務上横領、後に訴因を変更して窃盗。以下、「前の事件」と呼ぶ。)についてなされたも ので、右の事件は移送後の第一審裁判所で無罪の判決が確定して現在はすでに終結 してしまい、現に当裁判所の審判の対象となつている本件は形式上これとは一応別 個の事件であるから、前の控訴審の判決における判断が本件についてまで下級審で

よつて刑事訴訟法第三百九十六条に従い本件控訴を棄却することとし、主文のと おり判決する。

(裁判長判事 大塚今比古 判事 河原徳治 判事 中野次雄)